

行政委員会等の委員報酬の見直しに係る「上田市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正」について

1 見直しの背景等

行政委員会等の委員報酬は、地方自治法第 203 条の 2 第 2 項において、勤務日数に応じて支給することとされているが、同項ただし書で、「条例で特別の定めをした場合にはこの限りでない。」とされています。

近年、このただし書の解釈をめぐる、「行政委員の月額報酬の差止めと返還及び日額制への改正」を求める住民訴訟が提起されたことなどから、全国の自治体では、報酬制度の見直しが行われています。県内でも、長野県が平成 24 年 4 月に、日額報酬を原則としつつ、月額報酬を職責等への対価として併せて支給する併用制を導入し見直しを行いました。

上田市では、平成 24 年 2 月に上田市行財政改革推進委員会へ「行政委員会等の委員報酬の見直し」について諮問し、本年 3 月に答申を受けた。

2 条例改正の内容

上田市行財政改革推進委員会からの答申を受けて、上田市では、行政委員会等の委員報酬について、次のとおり改正を行いました。施行日は、平成 26 年 4 月 1 日からとなります。

- (1) 行政委員会等の委員報酬は、勤務に対する報酬であり生活給ではないこと、また、地方自治法第 203 条の 2 第 2 項を踏まえ、日額制を原則としつつ、日額制が適当でない判断される場合には、月額制の維持や併用制の導入を行う。
- (2) 「日額報酬」の委員単価は、審議会委員報酬の約 1.5 倍 (10,400 円) とし、委員長単価は委員との職責の差を考慮し、委員日額の約 1.1 倍 (11,400 円) とする。
- (3) 監査委員の議員委員の日額報酬は、議員報酬が支給されていることも踏まえ、現行の識見委員と議員委員の月額報酬の比率を乗じて得た額 (5,800 円) とする。
- (4) 「併用制の月額報酬」は、現行の月額報酬の約 4 分の 1 とする。

名 称	職	現行		改正案		
		報酬形態	報酬額	報酬形態	月額報酬	日額報酬
教育委員会	委員長	月額制	99,300 円	併用制	24,800 円	11,400 円
	委員		75,000 円		18,700 円	10,400 円
選挙管理委員会	委員長	月額制	66,800 円	併用制	16,700 円	11,400 円
	委員		48,500 円		12,100 円	10,400 円
公平委員会	委員長	年額制	51,500 円	日額制	—	11,400 円
	委員		51,500 円		—	10,400 円
監査委員	識見委員	月額制	94,600 円	併用制	23,600 円	11,400 円
	議員委員		48,200 円		12,000 円	5,800 円
固定資産評価審査委員会	委員長	年額制	48,500 円	日額制	—	11,400 円
	委員		48,500 円		—	10,400 円

・農業委員会(月額制)及び固定資産評価員(日額制)は、現行どおりとした。